

四十五号)

5 あくまでも、「事業者のために発行される」暗号資産が対象であり、LPSによる暗号資産のトレーディングが一般的に許容されているものではない。

6 https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/pdf/2312kaikeikisoku.pdf

7 https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/pdf/2312bessi3.pdf

堂島法律事務所ウェビナー

堂島法律事務所では、様々なトピックを題材とした無料ウェビナーを毎月開催しています。30分・オンラインで気軽に聴講いただけますので是非ご参加ください。

第21回「譲渡担保の法制化の概要」

講師：弁護士 奥津 周

開催日時：2025年8月7日（木）15時00分～15時30分

令和7年6月、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」が成立・公布されました。これは、従来の判例実務で認められてきた動産・集合動産、債権・集合債権等を担保目的とする「譲渡担保」や「所有権留保」を法制化するものです。その目的は、ABL（流動資産を担保とした融資）の拡充です。同法では、判例の内容をそのまま法制化したもののほか、新たな譲渡担保権に関する規律や譲渡担保権者の権利が定められました。本セミナーでは、譲渡担保の法制化の概要を紹介いたします。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_Q0HkWyjmQ-qjqOSekB0CWg

